

入札監理小委員会における審議の結果報告

平成 21 年度 登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）

法務省の登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）については、公共サービス改革基本方針（別表）において、「民間競争入札の実施について・・・順次、全国の乙号事務に専従している職員を有する登記所に拡大し、平成 22 年度までに、全国の登記所のすべてについて民間競争入札を実施する」こととされている。

これに基づき、本年度に実施する民間競争入札の実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果を以下のとおり報告する。

1. 委託業務の内容及びサービスの質（2（3）、P1～2 別紙 6、P34）

【論点】

- 要求水準を 2 つに分けているにもかかわらず、別紙 6（利用者アンケート）により、待ち時間について二重に評価する結果となっているのではないか。
待ち時間が二重に評価されることで、問題点の分析が難しくなり、また、民間事業者の改善への意欲も期待しにくくなるのではないか。
- 待ち時間「30 分」という指標が、確保されるべきサービスの質を測るものとして重要な役割を果たす指標であることにかんがみ、客観的な「待ち時間」の計測方法について検討すべきではないか。

【対応】

- 別紙 6（利用者アンケート）を修正した。
- 客観的な「待ち時間」の計測方法について、法務省からは費用対効果の観点から困難と思われるものの今後引き続き指摘の趣旨を検討する旨の説明があり、引き続き検討を求めることとした。

2. 実施期間（3、P2）

【論点】

- 昨年度の審議における「入札実施結果や民間事業者の意見等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこと」との指摘を踏まえ、法務省においてどのような検討を行ったか。

【対応】

- 昨年度の入札の実施期間は2年であったが、多様な民間事業者の参入が確保されたことから、今年度の入札の実施期間は、措置に関する計画で定めたとおり、3年とした。

3. 実務経験者等の配置（6（1）ア（ア）、P4～5）

【論点】

- 昨年度の審議における「事業の実施状況を見た上で、次回以降必要に応じて、その配置要件などについて見直しを行うこと」との指摘を踏まえ、法務省においてどのような検討を行ったか。

【対応】

- 昨年度の入札では多様な民間事業者の参入が確保されたこと、本年4月以降の事業の実施状況、民間事業者に対するアンケート調査の結果等を踏まえ、昨年度と同様の基準で最低必要人数を定めることとした。

4. 落札者決定の評価基準（6（1）、P4～7）

【論点】

- 昨年度の審議における「今回の落札結果や事業開始後の実施状況等を十分に検証し、その結果を踏まえて、次回以降必要に応じて、評価項目の内容、各評価項目の配点、基礎点との点数の比率などについて見直しを行うこと」との指摘を踏まえ、法務省においてどのような検討を行ったか。
- 必須項目である研修の内容について、列挙するだけでは何が重要なのか、何をどの程度実施すればよいのか分からず、民間事業者の負担が大きくなるおそれがあるのではないか。
- 加点項目である自己モニタリングについて、民間事業者の創意工夫を引き出し、自己モニタリングが有効なものとなるよう、国が重要だと考える観点等を明記すべきではないか。

【対応】

- 昨年度の入札では多様な民間事業者の参入が確保されたことなどから、評価項目、配点、基礎点と加点の点数の比率などについては、昨年度と同様とした。
- 研修の内容については、入札説明会等において参考となる情報を提供することとした。
- 自己モニタリングについては、国が重要だと考える観点を明記することと

した。

5. 情報の開示（8、P8 別紙8、P36～）

【論点】

- 曜日別・時間帯別の事件数の動向の追加がなされたが、民間事業者からは人員、実施方法等について更なる開示を求める意見が多数あることを踏まえ、更に改善を加える必要はないか。
- 業務量の変動について、注記を加えるほか、民間事業者が動向把握のための情報収集・分析や、職員配置の検討を行う上で参考となるよう、変動の背景にあると考えられる事象について情報を提供すべきではないか。
また、業務量の変動要因である「公用請求」について、内容、事前連絡の有無、対応方法等の情報を提供すべきではないか。

【対応】

- 実施要項において個別具体的に記載することが困難な内容については、入札説明会及び現地説明会において詳細に説明することとした。

6. 民間事業者との連携・協力（10、P8～11）

【論点】

- 昨年度の審議における「実務経験者等の配置の要件を緩和したことなども踏まえ、今後ともこれらの取組がしっかりと行われ、引き続き事業の適正かつ円滑な実施が確保されるよう、本省から各登記所に対して十分な指示を行うこと」との指摘を踏まえ、法務省においてどのような対応を行ったか。
- 研修の実施報告について、過度に詳細な内容を求めると、民間事業者の負担が大きくなるのではないか。

【対応】

- 昨年度は、本省から各法務局へ指示し、講師の派遣、端末操作等の説明、ロールプレイング・シミュレーションへの協力などを行った。今年度も、研修、引継ぎ等について十分な協力を行うこととした。
- 研修の実施報告については、民間事業者の負担にならない簡易なものとする事とした。